

令和7年度 第1回名取市中小企業・小規模企業振興会議 会議録

開催日時	令和7年7月17日(木) 午後14時00分～15時00分
開催場所	名取市商工会2階大会議室
出席者	洞口会長、小島副会長、庄子委員、赤間委員、大沼委員、奈良委員、後藤委員、赤坂委員
欠席者	藤井委員、武田委員
事務局	小松生活経済部長、守商工観光課長、越河主幹兼商工振興・雇用促進係長、片桐主査
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	0人

1 開 会

2 挨拶 洞口会長

3 議 題

(1) 令和6年度中小企業・小規模企業振興施策の実施結果について

事務局より、資料1に基づき施策の実施状況について説明。

事務局説明後、会長より資料1について委員からの意見・質疑を求めた。

資料3 ページ：No.3 海外販路開拓支援事業

(委員) 令和6年度実績の詳細は。

(事務局) 1件目の事業者は健康飲料の海外販路拡大のため、アメリカの展示会に参加するための、通訳・物品の輸送に係る経費に対して補助金を交付した。
2件目の事業者は日本酒の海外販路拡大のため、イタリアとスペインでの商談訪問のための通訳や取引先への販促プロモーションに係る経費に対して補助金を交付した。

(委員) 当補助金を利用する事業者について、事業完了した際には何か市に報告が必要なのか。

(事務局) 事業完了した際には、申請事業者に事業報告書を提出していただくことになっている。

資料４～５ページ：No.4 出張ハローワーク、No.5 高校生向け企業説明会、No.6 インターンシップ活用支援事業

- (委員) シニアお仕事フェアにおいて、参加者１０１人、個別企業説明会参加者が４２名のところ、採用が０名の要因について事務局ではどう捉えているか。
- (事務局) 例えば、６５歳未満の人材を希望する企業が多かったが、参加したのは６５歳以上の求職者が多かったというような、参加者が求める求人と、企業が求める人材との間にギャップがあったというようなことが考えられる。

資料７ページ：No.9 産学官連携促進事業

- (委員) 実績を見ると、同じ事業者が当事業を利用しているように思える。補助金の制度を広報等で見かけるが、忙しくて内容を確認できておらず、声掛けをしてもらってはじめて補助金の存在を知る事業者が多い。事業者へ補助金について声掛けをし、必要に応じて教育機関に繋ぐ取り組みが必要ではないか。
- (委員) 当事業の窓口が商工観光課ということを知らない事業者が多いと感じる。教育機関と連携して製品を作りたい場合、事業者が直接教育機関に声掛けして製品を作ったということがあった。市に窓口になってもらえばもっとスムーズに進んだと考える。
- (会長) 当事業で採択された事業者の成果を、市が積極的にＰＲすることが必要だと考える。
- (事務局) 当事業は、単年度では事業が完成しないとの意見を受け、１事業につき３か年まで複数年実施ができる取扱いになっているため、継続事業者もいる関係上、毎年当事業を利用している事業者がいる状況である。しかし、今年度は５事業採択されたうち、２事業者が新規事業者である。当事業が浸透してきていると感じる一方、同じ事業者のみが当事業を利用することのないよう、引き続き周知していきたい。

- (２) 令和７年度中小企業・小規模企業新規振興施策の実施状況について事務局より、資料２に基づき施策の実施状況について説明。
事務局説明後、会長より資料２について委員からの意見・質疑を求めた。

No.1 事業継続力強化計画策定支援事業

- (会長) 予算としては１５件分を確保しているところ、実際は１７件申請予定とのことだが、申請があった場合は奨励金を支給できるよう予算措置してほしい。

(3) 名取市海外販路開拓支援事業補助金の補助実施期間について

事務局より、資料3～4に基づき説明を行った。

事務局説明後、会長より資料3～4について委員からの意見・質疑を求めた。

(委員) 例えば、日本企業の海外現地法人にコーディネーターを依頼した場合、その経費については補助の対象になるか。

(事務局) 「外部専門家に係る経費」として補助の対象となる。

(委員) 「同一年度に申請可能な回数は1回とする」とあるが、同一年度に複数の申請をするという条件では問題があるのか。例えば、海外販路開拓に挑戦し、その結果を受けて、課題を解決してまた挑戦するということもあり得ると思う。

(事務局) 予算に限りがあるため、1事業者が同一年度に複数の申請をする条件にするのは難しいと考える。

(委員) 国内の展示会に参加するためにも経費がかかるため、国内の展示会参加に係る経費を補助対象にできるような事業はないか。

(事務局) 当事業は海外販路開拓に係る経費に対しての補助のため、国内の販路開拓に係る経費を補助対象にするのは難しいが、このような会議で事業者等の需要をお聞かせいただき、今後の事業検討の際に取り入れていきたい。

(委員) 「3か年を限度」の解釈であるが、連続した3年間の申請が可能という意味か、それとも1事業者につき3回まで申請が可能という意味か。

(事務局) 当事業は新たに海外販路を開拓する事業者を支援する趣旨であるため、1事業者につき通算3回まで申請が可能とする考えである。例えば申請から1年空いて次の申請をするとしても、通算3回までは申請できる。

(委員) 申請する事業の内容が異なっていたとしても、1事業者通算3回までの申請になるのか。

(事務局) そのような考えでいる。

4 その他

(1) なとりコインプレミアム事業（緊急経済対策事業）について

事務局より、資料5に基づき説明を行った。

5 閉 会

以 上